

適用除外案件 6

事業者	南相馬市	
対象事業	名称	(仮称) 南相馬市復興工業団地整備事業
	種類	工場又は事業場の用地の造成の事業
	規模	約 7.1 ヘクタール
実施区域	南相馬市原町区渋佐、原町区萱浜 地内	
適用除外条項	条例附則第 6 項第 4 号	
適用除外認定年月日	平成 25 年 12 月 2 日	
適用除外とする理由	<ol style="list-style-type: none">1. 南相馬市復興計画に基づき、南相馬市が行う事業であること。2. 津波被害が甚大であった海岸地区の渋佐・萱浜地区の復旧に係る事業であること。3. 東日本大震災からの復興のため、円滑かつ迅速に企業が立地できる環境を整え、地域経済の活性化と雇用の場の確保に努めるものであること。	
備考	当該事業については、今後、福島県特定環境影響評価実施要綱に基づく手続を行うこととなる。	